

# 交流及び共同学習について

高校改革・特別支援教育課

## 交流及び共同学習の意義

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（以下「小・中学校等」という。）及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。また、このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある子供にとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障害のない子供にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながると考えます。

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。

### <小学校学習指導要領>（平成 29 年 3 月告示）

第 1 章 総則 第 5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

※中学校、高等学校の学習指導要領にも同旨の記述あり。

### <特別支援学校小学部・中学部学習指導要領>（平成 29 年 4 月告示）

第 1 章 総則 第 6 節 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

## 交流及び共同学習の目的

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。また、相互の触れ合いを通じて、障害のある幼児児童生徒の経験を広め、社会性を身に付けるとともに、交流する人々が障害者への理解を深めることを目的にも行っています。

## 交流及び共同学習の形態



平成 29 年 2 月には政府が行うべき施策が「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」として取りまとめられ、学校における「心のバリアフリー」の教育を展開するための具体的施策として、各学校において障害のある人との交流及び共同学習の活性化が求められています。今後は一層、小・中学校における通常の学級と特別支援学級との交流や地域とのつながりが持てる居住地交流の推進が期待されています。

## 交流及び共同学習の内容

交流及び共同学習の内容としては、例えば、特別支援学校と小・中学校等が、学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークを活用してコミュニケーションを深めたりすることなどが挙げられます。

また、単発の交流やその場限りの活動とならないよう、事前学習・事後学習も含めて一体的な活動を計画することが大切です。スポーツや文化芸術活動に関するイベントのような形で行うことは、これまで積極的に関わっていなかった子供や保護者等の関心を高める効果があると考えられます。その場限りの活動で終わってしまえば教育の効果が小さくなってしまいます。イベントのような形で行う場合は、時間や費用などを考慮し、日常において無理なく継続的に行えるものを計画することが大切です。